平成２３年（フ）第６５号
岐阜市加納城南通３丁目７番地
債務者　安達　麻子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
岐阜市瑞雲町３丁目13番地　日米ビル33号室
債務者　新井田健太
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
岐阜県本巣市下真桑359番地９
債務者　橋本　泰世
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
岐阜県各務原市鵜沼小伊木町２丁目29番地
ファミール201号
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　尾崎団地Ａ５棟535
債務者　髙橋　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
大分市大手町２丁目５番４号　タウニィ後藤102
債務者　首藤　京子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
岐阜県美濃加茂市本郷町５丁目13番33号　プラザ山手Ｂ401号
債務者　ブエノ　ジュランジール　デ　アルメイダ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市本郷町５丁目13番33号　プラザ山手Ｂ401号
債務者　大里ミチコこと　ブエノ　ジャナイナ　ミチコ　オオサト　デ　アルメイダ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３７８３号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘１棟502号
債務者　堀田　久子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９号
名古屋市千種区京命１丁目15番３号　寿ハイツ208号
債務者　久保　吉成
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４号
三重県松阪市嬉野須賀町1107番地43、前住所大阪府東大阪市小若江３丁目１番27号
債務者　田中　末隆
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４５号
三重県松阪市嬉野須賀町1107番地43、前住所大阪府東大阪市小若江３丁目１番27号
債務者　田中しげ子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
三重県津市藤方1656番地　レオパレスグランシャリオ１―210、前住所三重県松阪市櫛田町1251番地３
債務者　柘植　伸久
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０号
三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目２―28、住民票上の住所三重県鈴鹿市竹野２丁目18番５号ダイアパレス三日市402
債務者　小柴　一人
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５号
三重県津市半田3462番地２　ドリームコートＢ101、前住所三重県津市垂水2990番地25
債務者　濵田　乙見
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９号
滋賀県犬上郡豊郷町大字雨降野324番地
債務者　瀬川　秀紀
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大津地方裁判所彦根支部